

安部委員

1 9ページ1番下の○

「必要な人材配置～努める」

⇒ 子ども家庭総合支援拠点の特徴は、

- ①児童人口と虐待相談件数に応じた人員配置
- ②従事職員の任用要件の明示
- ③国からの運営費等の補助

そのため

- ①「子ども家庭包括支援センター」は支援拠点の3特徴の継続が必要
- ②支援拠点を既設置の自治体に移行する条件を早急に明示が必要
 - * サポートプラン、当事者参加の両者のケース会議等の必要性？
 - * 未設置自治体の「設置見送り」、既設置自治体の「振り回され」が心配

2 31ページ以降の「人材育成」

(1) 個々の文章より基本的な視点として、以下のように思います

- ①過去4~5年、子ども家庭福祉の資格を議論しているが平行線なので、ここで決めましょう（この委員会委員の責任）
- ②国家資格でも認定資格でも「名義独占」でしかない
20~30年後には「業務寡占（業務をするほとんどの人が保持する状態）」を目指すべき
- ③資格の選択よりカリキュラム（養成内容）による「質の向上・担保」が重要
- ④4年制大学での養成ができないと後継者育成ができず、資格としては不十分
- ⑤現任者の試験内容は、ソーシャルワークの基本の確認も必要
また児相、市町村、施設では業務内容が違うので、「実務経験」は均一ではない
⇒ 大学新卒と同じ「ソーシャルワーク」と「子ども家庭の専門知識」